

議 事 録

第 6 回 定 例 総 会

令和3年1月12日

太田市農業委員会第6回定例総会議事録

開会日時 令和3年1月12日(火) 午後2時
閉会日時 令和3年1月12日(火) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(19人) 5 木村 克己 6 長島 佳男 7 齋藤 森雄 8 中村 博正
9 佐野 順一 10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齋藤 道明
13 新井 整 14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子
17 中島 沙織 18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員
(0人)

出席職員 鈴木局長 北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理
(8人) 青木主任 松井主事 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
(会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出
について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第6回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

- 議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。
- 事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員 19 名、全員出席です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。
- 議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

- 議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、11 番 小島秀一委員 と 12 番 齋藤道明委員 のお二人にお願いいたします。
- 事 務 局 また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
本議案書において訂正箇所が 2 か所ございます。
まず 1 か所目でございますが、議案書 3 ページをお開きください。案件 8 番になります。
本案件につきましては、譲渡人の死亡により、令和 3 年 1 月 8 日付で取下願いの提出があり、これを受理しましたので報告いたします。
これに伴い議案書 1 ページの議案第 1 号の提出件数が 12 件から 11 件へ訂正願います。
2 か所目でございますが、議案書 9 ページになります。案件番号としましては 10 番になります。
本案件につきましては、開発許可申請の書類等の不備が確認されたことにより令和 3 年 1 月 8 日付で取下願いの提出があり、これを受理しましたので報告いたします。
これにより議案書 7 ページ、議案第 4 号の提出件数を 25 件から 24 件へ訂正願います。以上でございます。

5 議事顛末

- 議長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は11件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 飯塚町の土地 田 2,227 m² 外1筆 計3,033 m²、申請地を譲受け、農業に精進したい。
- 2番 福沢町の土地 畑 459 m² 外3筆 計1,185 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 3番 福沢町の土地 畑 496 m² 外1筆 計1,609 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 4番 新田村田町の土地 田 2,040 m²、経営規模を拡大し、家業である農業の収益の増大を図りたい。
- 5番 東金井町の土地 田 428 m²、申請地を植木の苗木育苗地として畑利用したい。
- 6番 吉沢町の土地 畑 511 m²、申請地を取得し、ゴルフ場で販売する作物を栽培したい。
- 7番 成塚町の土地 畑 76 m²、譲渡人より、申請地を贈与したいとの申し出があったため、取得したい。
- 9番 上小林町の土地 畑 650 m²、申請地を畑として使用し、苗木の育成等を行いたい。
- 10番 新田赤堀町の土地 田 91 m² 外3筆 計4,117 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 11番 新田上江田町の土地 畑 313 m²、申請地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 12番 新田金井町の土地 畑 418 m²、申請地を譲受け、農業経営に精励したい。
ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
- 議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 16番委員 番号1番について、当地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。
譲受人は3,033㎡を母親から贈与を受け、農業に精進したいとの申請です。トラクターも所持しており、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番について報告がありました
委員 が、ご意見、ご質問等ございますか。
議長 なし。
委員 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議長 番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 引き続き、番号2番と3番については、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号2番と3番について、17番委員は議事に参与できませんので、退出をお願いいたします。
(17番委員 退出)
- 8番委員 続けて、番号2番、3番について、譲受人が同様であり、申請内容も同様の規模拡大であり、一括して調査した結果を報告いたします。
譲受人は田畑合わせて13ha弱を耕作し、大型、中型と複数台の必要農機を所有しており、経営規模拡大のため申請するものです。現地を確認したところ、2番は義母の土地で、菜園として申請者が耕作しております。これについては贈与です。
3番の田と畑は申請者が耕作しており、これらの土地は売買となっております。周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
番号2番、3番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号2番と3番について報告があり
委員 ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
議長 なし。
委員 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
議長 番号2番、3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。
17番委員は入室してください。
(17番委員 入室)
- 議 長 引き続き、番号4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。
- 12番委員 番号4番ですけれども、新田村田町の土地なので現地調査はしておりませんが、譲受人は宝泉地区に自作地を所有しており、規模拡大のため必要な農機具等を所有しており、農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 7番委員 この土地は第5地区の生品地区にありまして、現地確認いたしまして、農地として十分使われておりまして、何ら農地として問題なしという結論です。以上です。
- 議 長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号5番と6番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 5番を報告します。
申請地は耕作放棄地になっていまして、取得者が造園業を営んでおりますので、植木の栽培地として利用するということです。周辺農地への影響はないので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いします。
- 6番委員 6番を報告します。
申請地は耕作放棄地です。譲受人は●●●●●●の周辺農地を、ゴルフ場に販売する作物を栽培するということで購入いたします。
今回の申請は経営規模拡大ということで現地を確認しましたところ、周辺農地への支障はなく、問題がないと判断し、農地法第3条関係各

項に該当しないため、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号5番と6番について報告がありました
ましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定
いたします。

議長 続いて、番号7番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。

2番委員 報告します。

当該申請につきましては、譲受人より、申請地を贈与したいと申し出
があったため、申請が出されたものです。現状といたしましては、隣接
地に譲受人の土地もございます。また、この方は地域の農業の役員と
なっておりますので、何の問題もなく許可するというところで決定に至
りました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号7番について報告がありまし
たが、ご意見、ご質問等はありますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたし
ます。

議長 続いて、番号9番から12番について、第5地区協議会の調査した意見
結果を報告願います。

なお、番号9番につきましては、第2地区協議会にも関連があります
ので、併せて報告願います。8番は取下げです。

7番委員 9番の関係について報告します。

譲受人は植木の苗とかを販売して、現地での会社を見てもきれいに作
業されておりました、形状も大変よかったですので問題ないと第5地区で

- は決定しましたので、よろしくお願ひします。
- 3番委員 番号9番について、当地区協議会より報告いたします。
確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題はないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 5番委員 続きまして、番号10番から12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会及び第2地区協議会より番号9番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等がございますか。
- 9番委員 10番は4,000㎡以上の売買ですけれども、今どのくらいの値段でマッチングできているんですかね。1反当たりでいいんですけれども、全体でもいいし、土地が大分高いと思うんです。
- 事務局 10番の価格でよろしいですか。
- 9番委員 いいですよ。
- 事務局 1㎡当たりの金額で出ささせていただいてまして、1㎡当た128円になっています。全体で70万円ですね。
- 議長 ほかにご質問ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号9番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願ひいたします。
- 事務局 提出件数 3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 上田島町の土地 182㎡ 外1筆 計279㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 藪塚町の土地 1,057 m²の内 218.30 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 藪塚町の土地 524 m²、農地区分 第二種、駐車場用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員 議案第2号の1番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
申請人が相続した申請地を調査したところ、空き地内の一部が農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正するものであります。
現地調査したところ、周辺農地への影響はなく、問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番と3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1番委員 番号2番と3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
2番は、申請人は農家住宅用地として使用しており、このたび農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付し、是正す

るものです。

続きまして3番ですが、3番は美容室と自宅の駐車場用地として使用していた土地が農地法の許可を受けていないことが判明したため、同じく始末書を添付し、是正するものです。

現地を確認したところ、2番、3番とも周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は2件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。

1番 安良岡町の土地 426㎡について、一般住宅用地として取得したが、計画を実行することができなくなり、相続人も太田市在住でないということで、今回その権利を太陽光発電事業者である承継人が譲り受けるものです。

2番 藪塚町の土地 458㎡について、一般住宅用地として取得したが、病気を患い資金の都合がつかなくなったため、権利を承継するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 報告します。

現地調査をしたら、土地は耕作放棄地で樹木が生い茂っている状態で、

太陽光発電ぐらいしか使用方法がないのかなと思います。そういう結果なので、承認相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 やむを得ず計画変更、承継者に売買ということですが、
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続きます、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあつたので、審議を求めます。
提出件数は24件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数24件について、朗読し詳細に説明する。
1番 古戸町の土地 351㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電パネル用地として転用するものです。

2番 高林南町の土地 194 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林北町の土地 330 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林北町の土地 250 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 350 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 365 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 沖野町の土地 187 m² 外2筆 計909 m²、農地区分 第二種、保育所用地として転用するものです。

8番 上小林町の土地 410 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 安良岡町の土地 455 m² 外1筆 計2,318 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

11番 龍舞町の土地 570 m² 外1筆 計1,200 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12番 龍舞町の土地 667 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13番 丸山町の土地 409 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 只上町の土地 280 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田・桐生インターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 成塚町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

16番 大鷲町の土地 512 m² 外1筆 計611 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

17番 大鷲町の土地 730 m² 外2筆 計1,357 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

18番 大鷲町の土地 359 m²、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

19番 藪塚町の土地 197 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

20番 藪塚町の土地 377 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、東武桐生線藪塚駅から概

ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。
一般住宅用地として転用するものです。

21番 山之神町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 藪塚町の土地 458 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 藪塚町の土地 281 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

24番 大原町の土地 338 m² 外1筆 計910 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

25番 藪塚町の土地 418 m² 外3筆 計6,528 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から7番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番から4番について、私から説明させていただきます。
まず第1番が太陽光発電パネル、2番から4番が一般住宅用地としての申請です。
チェックリストに基づき現地を確認したところ、周辺農地への影響はなく、許可相当と判断いたしました。
再度ご審議のほど、お願いいたします。

12番委員 5番ですけれども、譲受人は地元の建設業者で、資材置場として申請地を取得して転用したいという申請です。
現地を調査したところ、長い間耕されていないだけで周りは畑となっております。東側に舗装されていない道がありますけれども、建設車両等で周辺農地への影響も懸念されますけれども、近隣地権者からの同意書がありますので、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、番号6番ですけれども、譲受人は実家に住んでおり、同じ

敷地内の申請地を父から譲り受けて自己の住宅を建設するものです。現地を調査したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、7番の譲受人は保育所を経営しておりまして、園児の増加と建物の老朽化に伴い現地近くに申請地を取得して、保育園を建設したいとの申請です。

現地を調査したところ、団地の駐車場と資材置場が建設予定地となっております。その西と北側に隣り合って不耕作地があります。周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成ですので、番号1番から7番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号8番から14番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。10番は取消です。

3番委員 番号8番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定しました。

再度審議のほど、よろしく願い申し上げます。以上です。

14番委員 9番について報告します。

先ほど許可してもらった土地を含む太陽光発電用地です。周辺農地への影響もないので、許可相当と意見決定しました。

再度のご審議をお願いいたします。

1番委員 11番と12番を報告したいと思います。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、11番、12番ともに露天資材置場です。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6番委員 13番です。譲受人は借家に住んでおりまして、申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可

相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

4番委員

14番をご報告します。
この目的は住宅の建設用地として申請が出ておりまして、現状は北側は原野と倉庫ということになっておりまして、南側は市道が通っておりまして、東側は農地、西側は住宅造成中ということで、周辺農地の営農条件には支障はございませんでした。
地区協議会の中においては許可相当として決定しましたので、審議をお願いしたいと思います。
なお、この西側の隣接する農地は令和2年の10月9日に転用許可済みで、現在住宅の造成中ですので付け加えておきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号8番から14番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委員
議長

なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号8番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号8番から14番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号15番から18番について、第3地区協議会の調査した意見結果の報告をお願いします。

2番委員

まず15番でございますが、これは譲渡人、譲受人が親子関係でございまして、申請地については譲渡人がすぐ裏に住んでおります、その前の畑でございます。この土地は住宅内農地であるため、ほかの農地にも支障はございませんので、使用貸借として認めていただければと思います。

それと16番から18番の関係につきましては、譲受人は先ほどちょっと話がありました●●●●●●の関連企業で、バイオマスの発電に使う木といいますか、間伐材等を使うために植林をするということで、16、17、18の土地を売買するというところでございます。

この土地については元から山林があったものを無理やり畑にして、また今回売買によって原野に戻すというような状況でございまして、他の農地については一切支障はないということで15番から18番まで許可相当と意見決定しましたので、また再度ここでご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号15番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号15番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号15番から18番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号19番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、19番については、10番委員と2番委員と11番委員は、利害関係者のため、議事に参与することができませんので退出をお願いいたします。
(10番委員、2番委員、11番委員 退出)
- 13番委員 それでは私が結果報告いたします。
19番について、当事業所は駐車場が手狭なため、隣接地を購入し、駐車場としたいということです。周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号19番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号19番を許可とすることに決定いたします。
10番委員と2番委員と11番委員は入室してください。
(10番委員、2番委員、11番委員 入室)
- 議 長 続いて、番号20番から25番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 番号20番と21番について、ご報告いたします。
当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
まず20番ですが、譲受人は共同住宅に住んでおり、申請地を取得して

一般住宅を建築するものです。

また、21番は借受人はアパートに住んでおり、申請地を妻の父より使用貸借にて借り受け一般住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、20番、21番ともに周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

1 3 番委員

22番です。これは先ほどの計画変更に続くものです。譲受人はアパートに住んでおり、申請地を購入され、一般住宅を建築するものです。

続きまして23番です。これは譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を取得し、資材置場として利用するものです。

続きまして24番、譲受人は土木工事業を営んでおり、申請地を借り受け、資材置場として利用するものです。ただし、5年間の賃貸借ということです。

続きまして25番、譲受人は申請地を取得し、建売分譲住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただいま、第6地区協議会より番号20番から25番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号20番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号20番から25番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した12月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので、ご報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願ひいたします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、2件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、12件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は5件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は13件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議
委
議

長
員
長

報告第2号から第5号につきましてご質問等はございますか。

なし。

質問等もないようですので、以上で第6回定例総会を終了します。長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

閉 会 令和3年1月12日（火） 午後2時40分